

(漁港漁場整備法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定)

佐伯市告示第 199号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第5項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和3年4月1日から適用する。

令和2年12月10日

佐伯市長 田中利明

漁 港 名	放置等禁止区域	放置等禁止物件	
		陸 域	水 域
大浜漁港 蒲戸漁港 福泊漁港 長田漁港 浅海井漁港 浪太漁港 二栄漁港 大入島漁港 高松漁港 日向泊漁港 塩ヶ谷漁港 片神漁港 護江漁港 霞ヶ浦漁港 吹浦漁港 二又漁港 有明漁港 羽出漁港 中越漁港 島江漁港 猿戸漁港 丹賀漁港 梶寄漁港 大島漁港 間越漁港 小浦漁港	漁港区域（別図に示す区域に限る。）	漁船を除く船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）	漁船を除く船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）

色宮漁港 尾浦漁港 入津漁港 元猿漁港 灘内漁港 屋形島漁港 深島漁港 葛原漁港 波当津漁港			
--	--	--	--

(「別図」は省略し、佐伯市農林水産部農林水産工務課及び佐伯市各振興局に備え置いて縦覧に供する。)